

新ひだか町では修学資金の返還を支援します！

新ひだか町以外の市町村や医療機関等から修学資金の貸付けを受けている方で、貸付先以外に就職することで返還金が発生する方を対象に、貸付金の償還を支援する事業を始めました。

対象となる方

医療技術者等養成施設へ修学の際、修学資金の貸付けを受け、新ひだか町内の医療機関等で医療技術者等として勤務することで当該資金の返還を求められる方

対象職種

- 医師、歯科医師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士
- 社会福祉士、介護福祉士
- 保育士、幼稚園教諭

申請期間

医療機関等に就職した月の翌月末まで

返還支援金は、月額40,000円以内です。



返還免除

新ひだか町内の医療機関等で勤務した期間に応じて、返還が免除されます。

申請お問合せ

- 保育士・幼稚園教諭の方 ➡ 0146-49-0288
新ひだか町保健福祉センター：健康推進課こども未来係
- 社会福祉士・介護福祉士の方 ➡ 0146-43-1111
新ひだか町保健福祉センター：健康推進課支援事務係
- その他の医療技術者の方 ➡ 0146-49-2820
新ひだか町保健福祉センター：健康推進課管理係

